

東大和市介護予防・日常生活支援 総合事業（第1号事業）における 事業者指定について

東大和市 福祉部 高齢介護課
地域包括ケア推進係

総合事業の概要について

・介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、保険者（市）が被保険者（市民）を対象として自治体独自の多様なサービスを行う事業です。

そのため、東大和市民に対して総合事業のサービスを提供する場合は、保険者である東大和市の指定を受けて頂く必要があります。

これまで、保険給付のサービスを提供する場合は都道府県から指定を受ける必要がありましたが、総合事業では、その点が大きな変更点といえます。

他自治体の市民に対して、サービスを提供する場合は、その自治体の指定を受ける必要があります。

総合事業における指定申請について

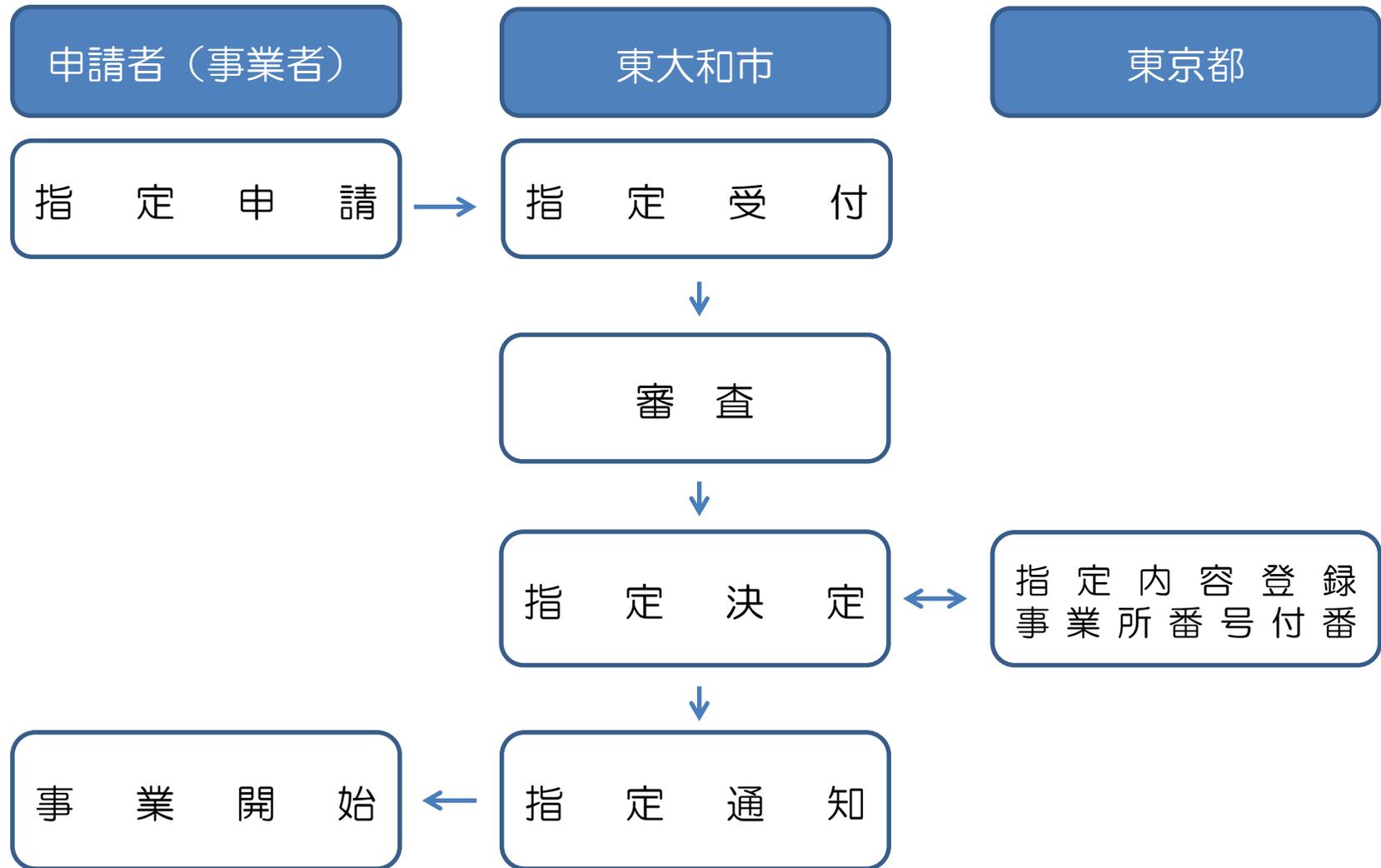
指定申請では、指定を受ける事業所ごとに所定の申請書や付表等の必要な書類（6、7ページのとおりに）を市に提出して頂き、別紙「事業者指定基準（設備、単価等）」に記載のある基準に適合しているかを市が審査します。

指定の結果については、事業所番号等とあわせて通知によってお知らせします。

【申請受付の×切】

指定日は各月の1日です。申請書類は、指定を受ける月の2か月前の末日までに提出してください。

指定申請の大きな流れ



指定申請のスケジュール（例）

◆平成29年4月にサービスを提供開始する場合

2月28日・・・申請受付×切

3月下旬・・・指定通知送付、東京都への進達

4月1日・・・サービス提供開始

指定申請の提出書類（第1号訪問事業）

- ①東大和市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）に係る指定事業者指定申請書
- ②第1号訪問事業の指定申請に係る記載事項（付表1-1）
- ③第1号訪問事業の指定申請に係る記載事項（付表1-2）
- ④申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本又は条例等
- ⑤従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（国基準相当を提供する場合）
- ⑥従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（緩和型のみを提供する場合）
- ⑦就業規則の写し、組織体制図、資格証の写し、雇用契約書の写し又は誓約文
- ⑧事業所の管理者の経歴書
- ⑨事業所のサービス提供責任者（訪問事業責任者）の経歴に係る書類
- ⑩事業所の平面図
- ⑪外観及び内部の様子がわかる写真
- ⑫運営規程（料金表含む）
- ⑬利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑭当該申請に係る資産の状況（決算書、資産の目録等）
- ⑮役員名簿
- ⑯介護保険法第115条の45の5第2項の規定を満たす旨の誓約書
- ⑰暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する確認書
- ⑱介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

指定申請の提出書類（第1号通所事業）

- ①東大和市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）に係る指定事業者指定申請書
- ②第1号通所事業の指定申請に係る記載事項（付表2-1）
- ③第1号通所事業の指定申請に係る記載事項（付表2-1別紙）
- ④第1号通所事業の指定申請に係る記載事項（付表2-2）
- ⑤申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本又は条例等
- ⑥従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（国基準相当を提供する場合）
- ⑦従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（緩和型のみを提供する場合）
- ⑧従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（短期集中型を提供する場合）
- ⑨就業規則の写し、組織体制図、資格証の写し、雇用契約書の写し又は誓約文
- ⑩サービス提供実施単位一覧表
- ⑪日課表等（サービス提供単位ごとのサービス内容がわかるもの）
- ⑫事業所の管理者の経歴書
- ⑬事業所の平面図・建築図面
- ⑭外観及び内部の様子がわかる写真
- ⑮運営規程（料金表含む）
- ⑯利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑰当該申請に係る資産の状況（決算書、資産の目録等）
- ⑱役員名簿
- ⑲介護保険法第115条の45の5第2項の規定を満たす旨の誓約書
- ⑳暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する確認書
- ㉑介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

指定申請書類の提出方法等

【提出先・問合せ先】

東大和市 福祉部 高齢介護課 地域包括ケア推進係

〒207-8585 東京都東大和市中心3-930

TEL：042-563-2111

(内線：1171、1172、1179)

FAX：042-563-5930

E-mail：koureikaigo@city.higashiyamato.lg.jp

【提出部数】

正本1部を提出してください。提出する際は、A4のファイル（二つ穴）に綴じて提出をお願いします。また、提出前に必ずコピーをとり、事業者控え1部を保管して頂くようお願いいたします。

【提出方法】

持参にて提出ください（その場で審査はせず、提出内容の確認になります）。なお、提出は開庁日をお願いします。

指定申請の注意点

- ・申請書類に著しい不備がある場合は、申請書類を返却することがあります。軽易な不備等については、電話やFAXで連絡します。いずれの場合も示された再提出期限までに対応してください。事業所の現地調査は、東大和市が必要と認めたとときに行います。
- ・事業所ごとに申請書類を作成してください。
 - 一つの事業者が第1号訪問事業、第1号通所事業の申請を行う場合、それぞれに申請書を作成することになります。
 - また、複数の申請書に共通する添付書類であっても、それぞれに添付してください。
 - ただし、同じ日に複数の申請をする場合、原本が必要な書類（誓約書、役員等名簿）については、どれか一つの申請書に原本を添付し、残りの申請書についてはコピーを添付することでも可能です。

その他の申請（新規・更新指定申請以外の届出）について

●指定内容の変更

変更のあった日から10日以内に届出が必要です。変更内容がわかる書類を添付して頂きます。

●指定の廃止・休止・再開

廃止又は休止の日の1か月前までに届出が必要です。
事業を休止している事業所が再開した場合は、再開した日から10日以内に届出が必要です。

●加算の変更の届出

加算適用月の前月の15日までに、「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要です。

「みなし指定」とは

・平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、「みなし指定」の事業者となります。

これは、平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていれば、総合事業における介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じ内容のサービス（国基準相当）の指定を受けていると「みなされる」ということです。

この「みなし指定」の有効期限は平成30年3月31日です。

そのため・・・

「みなし指定」の事業者は、平成30年3月31日までの間であれば、国基準相当サービスのみの提供について、東大和市の指定は不要です。

「みなし指定」の事業者とそうではない事業者について

「みなし指定」の事業者と「みなし指定」ではない事業者（平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業者等）では、申請手続や有効期間が次ページ以降のように異なります。

「みなし指定」の事業者は13～19ページをご覧ください
「みなし指定」ではない事業者は13～15、20～22ページをご覧ください。

※次ページ以降でいう「総合事業のサービス」とは、国基準相当サービス及び市独自基準サービス（緩和型、短期集中型）を指します。

平成29年度中の総合事業のサービス提供について①

■平成27年3月末日時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者（みなし指定）について

・平成29年度中に、市独自基準サービスを提供する場合、東大和市に指定申請を行い、市独自基準サービスに係る指定を受ける必要があります。

（国基準相当サービスのみを提供する場合、指定申請は不要です）

■平成27年4月以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者等について

・平成29年度中に、「総合事業のサービス」のいずれかを提供する場合、東大和市に指定申請を行い、当該サービスに係る指定を受けて頂く必要があります。

（国基準相当サービスのみを提供する場合でも、指定申請の必要があります）

平成29年度中の総合事業のサービス提供について②

	国基準相当サービス (従来の予防給付相当)	市独自基準サービス (緩和型サービス、短期集中型サービス)
平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業者 (みなし指定の事業者)	申請不要	申請必要
平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業者等	申請必要	申請必要

総合事業の指定の有効期間の考え方について

- 東大和市における総合事業の指定申請の有効期間は原則として6年です。

ただし、長期的な視点に立って、市や事業者の申請手続きに係る事務負担を軽減するために、訪問介護・通所介護（地域密着型通所介護）及び総合事業の各サービス（国基準相当、緩和型、短期集中型）の有効期間を合わせることといたします。

最終的に、介護保険法の規定による全ての事業の有効期間が合致した後は、6年ごとの指定更新ということになります。

「みなし指定」事業者の指定の有効期間

- 「みなし指定」の有効期間が平成30年3月31日に切れることに伴い、平成30年4月1日以降国基準相当サービスの提供を継続する場合はこのタイミングで更新申請を行って頂く必要があります。

以後の有効期間については、訪問介護・通所介護（地域密着型通所介護）の指定申請の有効期限に合わせます。

一度訪問介護・通所介護（地域密着型通所介護）と総合事業の指定期間が合致した後は、6年毎の指定更新となります。

17～19ページの例を参考としてご理解頂き、不明な点があればお問合せください。

「みなし指定」事業者の指定の有効期間（例①）

平成26年4月1日に「通所介護（地域密着型通所介護）」「介護予防通所介護」の指定を受けた事業者が、「総合事業（国基準相当及び市独自基準）」を平成29年4月から提供する場合

平成26年
4月1日
「通所介護
（地域密着型
通所介護）」
「介護予防通
所介護」指定



平成29年
4月1日
東大和市総合
事業開始
「総合事業
（市独自基
準）」指定



平成30年
4月1日
「みなし指
定」有効期間
終了
「総合事業
（国基準相
当）」指定更
新



平成32年
4月1日
「通所介護
（地域密着型
通所介護）」
及び「総合事
業」指定更新

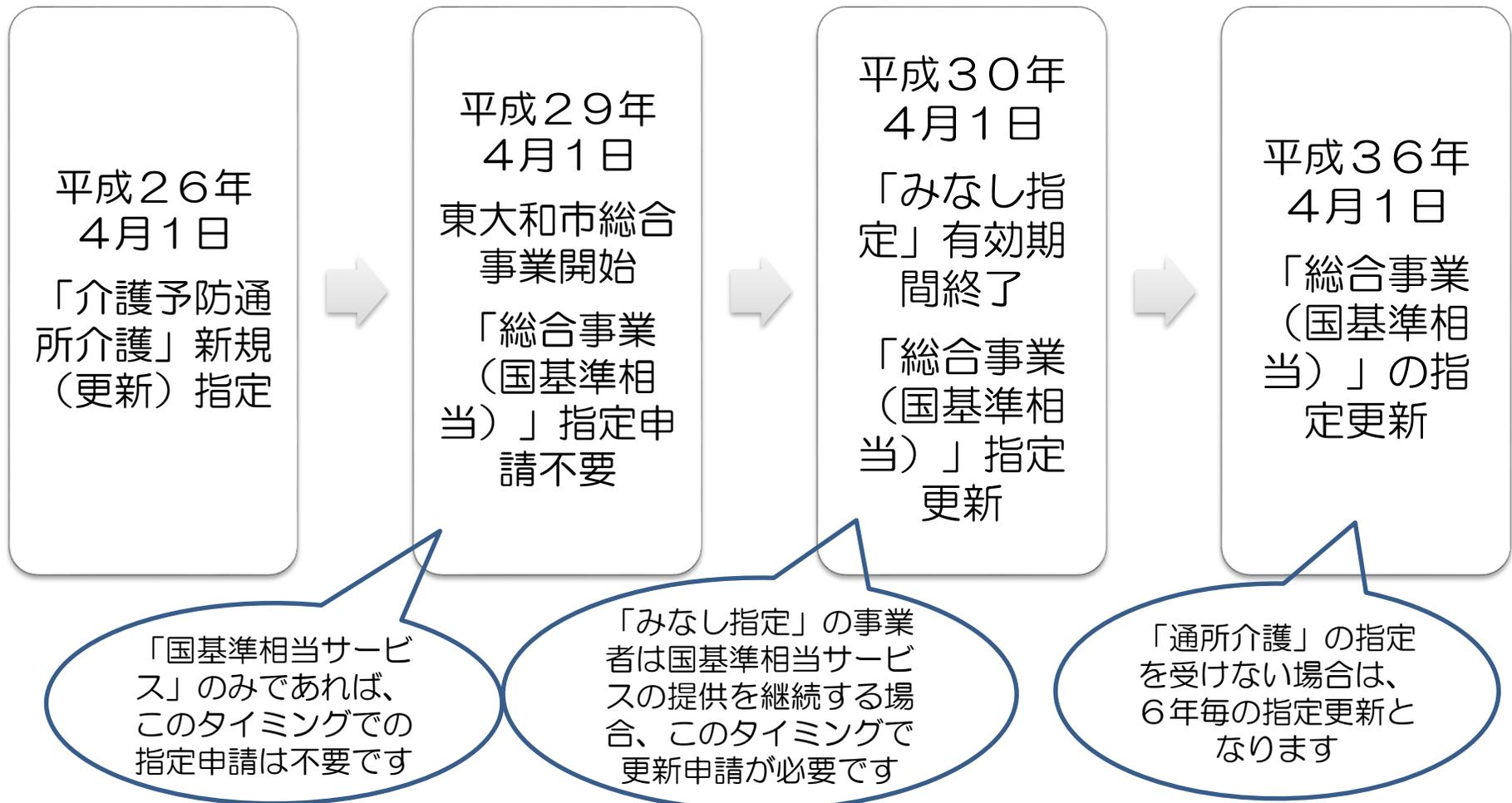
指定を受ける2か月前
の末日までに東大和市
に指定申請を行う

「みなし指定」の事業
者は国基準相当サービ
スの提供を継続する場
合、このタイミングで
更新申請が必要です

通所介護等と指定期
間を合わせるため、
このタイミングで更
新申請が必要です

「みなし指定」事業者の指定の有効期間（例②）

平成26年4月1日に「介護予防通所介護」の指定を受けた事業者が、「総合事業（国基準相当のみ）」を平成29年4月から提供する場合



「みなし指定」事業者の指定の有効期間（例③）

平成26年4月1日に「介護予防通所介護」の指定を受けた事業者が、「総合事業（市独自基準のみ）」を平成29年4月から提供する場合

平成26年4月1日

「介護予防通所介護」新規（更新）指定



平成29年4月1日

東大和市総合事業開始

「総合事業（市独自基準）」指定



平成30年4月1日

「みなし指定」有効期間終了



平成35年4月1日

「総合事業（市独自基準）」の指定更新

指定を受ける2か月前の末日までに東大和市に指定申請を行う

国基準相当サービスを提供しないので、このタイミングでの更新申請は不要です

「通所介護」の指定を受けない場合は、6年毎の指定更新となります。

「みなし指定」でない事業者の指定の有効期間

- 「みなし指定」ではない事業者につきましては、訪問介護・通所介護（地域密着型通所介護）の指定を受けているかどうかで指定の有効期間が変わります。

受けている場合、訪問介護・通所介護（地域密着型通所介護）の有効期限に合わせて、総合事業も指定更新を行います。以後、6年毎の指定更新となります。

受けていない場合は、6年毎の指定更新となります。

21、22ページの例を参考としてご理解頂き、不明な点があればお問合せください。

「みなし指定」でない事業者の指定の有効期間（例④）

平成27年10月1日に「訪問介護」「介護予防訪問介護」の指定を受けた事業者が、「総合事業（国基準相当及び市独自基準）」を平成29年4月から提供する場合

平成27年10月
1日
「訪問介護」
「介護予防訪問介護」
新規（更新）指定



平成29年4月1
日
東大和市総合事業
開始
「総合事業（国基準
相当及び市独自
基準）」指定



平成33年10月
1日
「訪問介護」及び
「総合事業」指定
更新

指定を受ける2か月前
の末日までに東大和市
に指定申請を行う

訪問介護と指定期間を合わ
せるため、このタイミン
グで更新申請が必要です。

「みなし指定」でない事業者の指定の有効期間（例⑤）

平成27年10月1日に「介護予防訪問介護」の指定を受けた事業者が、
「総合事業（国基準相当及び市独自基準）」を平成29年4月から提供する
場合

平成27年10月
1日
「介護予防訪問介
護」指定



平成29年4月1
日
東大和市総合事業
開始
「総合事業（国基
準相当及び市独自
基準）」指定



平成35年10月
1日
「総合事業」指定
更新

指定を受ける2か月前
の末日までに東大和市
に指定申請を行う

「介護予防訪問介護」は
平成30年3月31日を
もって有効期間が切れる
ため、総合事業のみ6年
毎の指定更新となります。